

関東森林管理局大井川治山センター事案・
東京神奈川森林管理署事案に係る特別委員会
報告書

令和3年12月24日

はじめに

1 大井川治山センター事案

- (1) 大井川治山センター事案の概要と経緯
- (2) 大井川治山センター事案についての調査
- (3) 大井川治山センター事案において把握された事態
- (4) 大井川治山センター事案の原因と背景

2 東京神奈川森林管理署事案

- (1) 東京神奈川森林管理署事案の概要と経緯
- (2) 東京神奈川森林管理署事案についての調査
- (3) 東京神奈川森林管理署事案において把握された事態
- (4) 東京神奈川森林管理署事案の原因と背景

3 過去の不祥事案を踏まえた対策の取組状況

4 再発防止策

参考1 大井川治山センター事案において検察から指摘のあった4件の工事の概要

参考2 東京神奈川森林管理署事案において検察から指摘のあった5件の工事の概要

参考3 委員名簿

参考4 委員会設置要領

参考5 委員会開催状況

はじめに

令和2年7月25日に林野庁関東森林管理局の元職員が大井川治山センターに在籍時の職務に関する収賄の容疑により逮捕、8月14日に横浜地方裁判所に起訴され、令和3年1月28日に収賄罪により有罪となる事案（以下「大井川治山センター事案」という。）が発生した。

また、令和3年1月9日に林野庁関東森林管理局の職員が東京神奈川森林管理署に在籍時の職務に関する収賄の容疑により逮捕、1月29日に静岡地方裁判所に起訴され、令和3年6月18日に収賄罪により有罪となる事案（以下「東京神奈川森林管理署事案」という。）が発生した。

林野庁においては、近畿中国森林管理局管内で平成23年に発生した広島森林管理署事案、平成26年に発生した奈良森林管理事務所事案等を受けて、不祥事の発生防止、国民の信頼確保に向けて、コンプライアンスの強化をはじめとする発注者綱紀保持対策などに全森林管理局で取り組んでいる。

このような中で、大井川治山センター事案、東京神奈川森林管理署事案と、不祥事が立て続けに発生したことは、組織の信用を失墜させかねない問題であり、公務員としての倫理観・使命感が欠落した職員の存在の証左である。

林野庁は、大井川治山センター事案を受け、再発防止策を検討するため、令和2年10月に、外部委員4名からなる「関東森林管理局大井川治山センター事案に係る特別委員会」を設置した。その後、東京神奈川森林管理署事案の発生を受け、本特別委員会は「関東森林管理局大井川治山センター事案・東京神奈川森林管理署事案に係る特別委員会」に変更され、東京神奈川森林管理署事案も含めて再発防止策の検討を進めてきたところである。

今回の不祥事を組織全体に対する問題として、全職員が危機意識を強く持ち、林野庁の信頼を回復し向上させるために、この報告書に沿って、本庁と各森林

管理局が有機的に連携しながら、継続的に再発防止に取り組むことが重要である。

1 大井川治山センター事案

(1) 大井川治山センター事案の概要と経緯

令和2年7月25日、林野庁関東森林管理局大井川治山センターの所長を務めた元職員（以下「元所長A」という。）が収賄の容疑により逮捕され、8月14日に横浜地方裁判所に起訴された。

元所長Aは、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間、林野庁関東森林管理局大井川治山センター（静岡県榛原郡川根本町）の所長として、大井川治山センターで行う工事の発注、契約、監督、検査等の事務を総括する職務に従事し、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間は、同局東京神奈川森林管理署（神奈川県平塚市）の森林技術指導官であった。

起訴は、大井川治山センターが平成24年と平成25年に発注した治山工事4件について、受注した事業者Aに対し工事の完成検査等について便宜を図り、その謝礼の趣旨で供与されるものであることを知りながら、平成27年11月13日に、事業者Aの代表取締役から、元所長Aの普通預金口座への振込により、現金40万円の賄賂を收受したことについて、刑法第197条第1項前段の収賄罪に問われたものである。

横浜地方裁判所は、令和3年1月28日に、公訴事実どおり認定した上で、元所長Aに対し、懲役1年6ヶ月（3年間執行猶予）、追徴金40万円の判決を言い渡し、2月13日に刑が確定した。

林野庁は、現在、国家公務員退職手当法第15条の規定に基づき、元所長Aの退職手当の返納手続を進めている。

(2) 大井川治山センター事案についての調査

事実関係の把握のため、関東森林管理局発注者綱紀保持委員会において、元所長Aと同時期に大井川治山センターに在籍していた職員等への聞き取り調査及び工事関係書類の確認を行った。

① 調査の概要

ア 調査対象者

- ・ 元所長Aが大井川治山センター在籍時に同時に在籍していた職員：8名
- ・ 元所長Aが大井川治山センター在籍時に関東森林管理局及び東京事務所において大井川治山センターに対して指導的立場にあった職員：14名
- ・ 元所長Aの前任と後任の大井川治山センター所長：2名
- ・ 元所長Aが事業者Aの代表取締役から金銭を受領し始めたと言われる東京事務所在籍中に、同時に在籍していた職員：10名
- ・ 事業者A関係者
 - ※現時点での退職者を含む。
 - ※退職後で連絡が取れず回答が得られなかった者を除く。
 - ※元所長Aは聞き取りに応じなかった。

イ 調査内容及び方法

職員に対しては、国家公務員倫理規程違反行為、事業者への便宜に関し、本人が行ったことがあるか、他の職員が行っているのを見聞きしたことがあるかなどについて聞き取りを行った。

事業者A関係者に対しては、書類の確認及び上記聞き取りにより判明した内容を踏まえて、事実関係について聞き取りを行った。

調査は、個別の面談又は調査票の配布・回収により実施した。

② 金銭の授受等の国家公務員倫理規程違反行為

ア 元所長Aの違反行為

元所長Aの金銭の受領を見聞きしていた職員はいなかった。

イ その他の職員による違反行為

元所長A以外の職員について、事業者A又は他の事業者からの金銭の受領は確認されなかった。

一方、元所長Aの部下職員のうち、検察から指摘のあった4件の工事の監督・検査業務を担当していた職員1名及びその同僚職員1名が、平成26年頃に、居酒屋で事業者Aの職員と偶然同席した際に、無理矢理、食事代(千円ないし2千円程度)の提供を受けていた(まとめて支払われた)。

③ 工事における事業者への便宜

ア 平成24年度大井川金沢治山工事(大井川治山センター発注)

聞き取りの結果、元所長Aの指示又は了承のもと、工期内に工事が完成していないにもかかわらず、監督職員が事業者Aに虚偽の工事完成通知書を提出させるとともに、虚偽の工事完成報告書を作成し、また、検査職員が虚偽の工事完成検査報告書を作成し、完成したことにしていた。なお、検査日の時点では、本体工事は完成していたが、資材の運搬に使用する仮設のケーブルクレーンが未撤去であった。

聞き取りの結果、ケーブルクレーンは撤去されず、後続工事の平成25年度大井川金沢治山工事(H24ゼロ国)において、そのまま使用された。

イ 平成25年度大井川金沢治山工事(H24ゼロ国)(大井川治山センター発注)

聞き取りの結果、元所長Aの指示又は了承のもと、工期内に工事が完成していないにもかかわらず、監督職員が事業者Aに虚偽の工事完成通知書を提出させるとともに、虚偽の工事完成報告書を作成し、また、検査職員が虚偽の工事完成検査報告書を作成し、完成したことにしていた。なお、検査日の時点では、本体工事は完成していたが、ケーブルクレーンが未撤去であった。

聞き取りの結果、前発工事である平成24年度大井川金沢治山工事で未撤去となっていたケーブルクレーンを使用していた。また、書類を確認した

ところ、ケーブルクレーンが撤去されている状態を前提として、ケーブルクレーンの架設費用が積算において見込まれていたが、減額の変更契約は行われていなかった。

ウ 平成25年度大井川大玉・門沢治山工事（H24補正）（大井川治山センター発注）

聞き取りの結果、元所長Aの指示又は了承のもと、工期内に工事が完成していないにもかかわらず、監督職員が事業者Aに虚偽の工事完成通知書を提出させるとともに、虚偽の工事完成報告書を作成し、また、検査職員が虚偽の工事完成検査報告書を作成し、完成したことにしていた。なお、検査日の時点で、本体工事は完成していなかった。

エ 平成25年度大井川門沢治山工事（大井川治山センター発注）

聞き取りの結果、元所長Aの指示又は了承のもと、工期内に工事が完成していないにもかかわらず、監督職員が事業者Aに虚偽の工事完成通知書を提出させるとともに、虚偽の工事完成報告書を作成し、また、検査職員が虚偽の工事完成検査報告書を作成し、完成したことにしていた。なお、検査日の時点では、本体工事は完成していたが、ケーブルクレーンが未撤去であった。

聞き取りの結果、ケーブルクレーンは撤去されず、後続工事の平成26年度大玉沢復旧治山工事において、そのまま使用された。

オ その他

上記以外に、元所長Aの便宜を見聞きしていた職員はいなかった。また、上記以外に、事業者に便宜を図った、又は便宜を図るよう働きかけられた事実は確認されなかった。

(3) 大井川治山センター事案において把握された事態

公判及び上記(2)の調査により、大井川治山センター事案において把握された事態を整理すると、以下のとおりである。

① 元所長Aの利害関係者からの金銭の受領

元所長Aは、公訴事実である平成27年の現金40万円を含め平成20年10月から平成27年11月までの間に、事業者Aの代表取締役様に要求する形で、計9回にわたり合計320万円の供与を受けた。

また、元所長Aは平成26年度末に大井川治山センター所長から異動する際、事業者Aの代表取締役から3～5万円の餞別を受け取った。

② 部下職員の利害関係者からの供応接待(飲食)

元所長Aの部下職員のうち、監督・検査業務を担当していた職員1名及びその同僚職員1名が、平成26年頃に、居酒屋で事業者Aの職員から、無理矢理、食事代(千円ないし2千円程度)の提供を受けた。

③ 内容虚偽の工事完成報告書の作成等

元所長Aの指示又は了承のもと、4件の工事について、

- ・ 監督職員が、工期内に工事が完成していないにもかかわらず、事業者Aに内容虚偽の工事完成通知書を提出させるとともに、内容虚偽の工事完成報告書を作成し、完成したことにした。
- ・ 検査職員が、工期内に工事が完成していないにもかかわらず、内容虚偽の完成検査報告書を作成し、未完成の工事を完成したことにした。

④ 必要な設計変更、契約変更の不実施

ケーブルクレーンの撤去が確認されないまま完成検査で合格となり、後続の工事を同じ事業者Aが受注してそのケーブルクレーンを流用した工事が2件あり、そのうち1件は積算にケーブルクレーンの架設費用が見込まれていたが、ケーブルクレーンの存置・流用が判明した時点で架設費用を減額すべきところを設計変更、契約変更をしていなかった。

(4) 大井川治山センター事案の原因と背景

公判及び上記(2)の調査の結果、大井川治山センター事案の原因と背景は、以下のとおりと考えられる。

① 元所長Aの利害関係者からの金銭の受領

ア 元所長Aの公務員倫理、発注者綱紀保持の認識の欠如

管理監督者である元所長Aが、利害関係のある事業者Aの代表取締役に対して自ら金銭(賄賂)の提供を求めており、公務員倫理や発注者綱紀保持の認識が全く欠如していた。

イ 元所長Aと事業者Aの代表取締役とのなれあい

元所長Aが便宜を図ってくれたことに事業者Aの代表取締役は感謝しており、そのような関係の中で、元所長Aは事業者Aの代表取締役に金銭を求め、事業者Aの代表取締役においても金銭の供与について断ることができず、両者の関係が続くこととなった。

ウ 事業者Aの代表取締役の公務員倫理、発注者綱紀保持の認識不足

事業者Aの代表取締役は、金銭の供与を繰り返しており、公務員倫理や発注者綱紀保持についての認識が不足していた。

② 部下職員の利害関係者からの供応接待(飲食)

ア 部下職員の公務員倫理、発注者綱紀保持の認識不足

森林管理局・署等においては公務員倫理や発注者綱紀保持を厳格に運用するため、利害関係者との飲食において事前届出を行うこととしているが、大井川治山センターにおいては徹底されているとは言えない状況であった。

イ 事業者Aの職員の公務員倫理、発注者綱紀保持の認識不足

上記の飲食ルールなどの公務員倫理や発注者綱紀保持について、事業者Aの職員も認識が不足していた。

③ 内容虚偽の工事完成報告書の作成等

ア 元所長Aによる正規の手続軽視、不正行為の指示など、コンプライアンス意識の欠如

元所長Aは、年度末に事務処理が集中して煩雑だ、などの理由をもって正規の手続を軽視し、部下職員に対して、内容虚偽の工事完成報告書の作成等という法令違反行為を指示しており、法令遵守等のコンプライアンス意識が全く欠如していた。

イ 監督・検査の適正な実施よりも上司の誤った判断を優先

部下職員には、多少の工事の遅れは仕方がない、工事を完了させることが優先、上司・先輩の指示には従うもの、といった意識があり、そのことが、監督・検査業務の適正な実施よりも元所長Aの誤った判断を優先させることにつながった。

ウ 監督職員の不適切な工程管理と正規の手続に対する理解の欠如

監督職員が、工程管理を適切に実施しておらず、その結果、工事が遅れ、虚偽の完成検査を行う要因となった。

また、指示を受けた職員は、遅延損害金の徴収など正規の手続を熟知しておらず、そのことが、元所長Aに対して、正規の手続を執るべきと反論できなかった一因であった。

エ 監督・検査体制の機能不全

事業者と直接やりとりを行う監督職員が、同一事業者が受注した他の工事の検査職員を務めていたほか、実態として二人の部下職員がペアとなって監督職員と検査職員を交互に担当しており、小規模な組織における閉鎖的な環境の中で、牽制機能が十分に確保されていない状況にあった。

オ 内部通報制度及び第三者から不当な働きかけ等があった場合の報告義務の未徹底

元所長Aの法令に違反する指示に従った職員は、内部通報制度について詳細を理解しておらず、当該制度の活用に至らなかった。

また、指示を受けた職員は、農林水産省発注者綱紀保持規程に基づく第三者から不当な働きかけ等があった場合の報告義務について、事業者やOBからの働きかけのほか、職場の上司や同僚からの働きかけも対象になることを認識しておらず、発注者綱紀保持担当者（局総務課長）への報告義務を怠った。

④ 必要な設計変更、契約変更の不実施

ア 監督職員の正規の手続に対する理解の欠如

積算にケーブルクレーンの架設費用が含まれていた工事について、監督職員は、同一施工区域内の前発工事で撤去されずに存置されたケーブルクレーンがそのまま利用されていることを知りながら、ケーブルクレーン架設費用について減額の設計変更、契約変更の手続を執っておらず、正規の手続に対する理解が欠如していた。

2 東京神奈川森林管理署事案

(1) 東京神奈川森林管理署事案の概要と経緯

令和3年1月9日、林野庁関東森林管理局の職員（以下「職員B」という。）が収賄の容疑により、事業者Bの代表取締役が贈賄の容疑により逮捕され、1月29日に静岡地方裁判所に起訴された。

職員Bは、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間、林野庁関東森林管理局東京神奈川森林管理署（神奈川県平塚市）の総括森林整備官として、同署が発注する林道工事等の事務を掌理する職務に従事していた。

起訴は、東京神奈川森林管理署が平成30年に発注した林道改良工事について、受注した事業者Bに対し、同工事の施工に必要な材料の仕入方法の変更を許可するとともに、同材料の単価を引き上げることで同工事の請負代金額を増額することを約するなどの便宜を図り、その謝礼の趣旨及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨で供与されるものであることを知りながら、平成30年12月28日に、事業者Bの代表取締役から、静岡県富士市内において、現金200万円の賄賂を收受したことについて、刑法第197条第1項前段の収賄罪に問われたものである。なお、事業者Bの代表取締役も贈賄罪で起訴された。

裁判で、検察からは、公訴事実となっている林道改良工事を含め、職員Bが当時所属していた山梨森林管理事務所や東京神奈川森林管理署が発注した5件の工事において、工事の材料の単価を引き上げて請負代金の増額につながる便宜、あるいは請負契約上の工期内に工事の完成が間に合わなかったことを見逃して工事が完成したように取り繕うなどの便宜を図っていたとの指摘があった。

静岡地方裁判所は、令和3年6月18日に、公訴事実どおり認定した上で、職員Bに対し、懲役2年（4年間執行猶予）、追徴金200万円、贈賄側の事業者Bの代表取締役に対し懲役1年（3年間執行猶予）の判決を言い渡し、7月3日に刑が確定した。

林野庁は、令和3年6月15日付けで職員Bに対して免職の懲戒処分を行った。

(2) 東京神奈川森林管理署事案についての調査

事実関係の把握のため、関東森林管理局発注者綱紀保持委員会において、職員Bと同時期に東京神奈川森林管理署及び山梨森林管理事務所に在籍していた職員等への聞き取り調査及び工事関係書類の確認を行った。

① 調査の概要

ア 調査対象者

- ・ 職員Bが東京神奈川森林管理署在籍時に同時に在籍していた職員：37名
 - ・ 職員Bが山梨森林管理事務所在籍時に同時に在籍していた職員：28名
 - ・ 職員Bの東京神奈川森林管理署及び山梨森林管理事務所における役職の前任及び後任：4名
 - ・ 事業者B関係者
 - ・ 職員B
- ※現時点での退職者を含む。
※退職後で連絡が取れない等により回答が得られなかった者を除く。

イ 調査内容及び方法

職員に対しては、国家公務員倫理規程違反行為、事業者への便宜に関し、本人が行ったことがあるか、他の職員が行っているのを見聞きしたことがあるかなどについて聞き取りを行った。

事業者B関係者及び職員Bに対しては、書類の確認及び上記聞き取りにより判明した内容を踏まえて、事実関係について聞き取りを行った。調査は、個別の面談又は調査票の配付・回収により実施した。

② 金銭の授受等の国家公務員倫理規程違反行為

ア 職員Bの違反行為

職員Bの金銭の受領等を見聞きしていた職員はいなかった。

イ その他の職員による違反行為

職員B以外の職員について、事業者B又は他の事業者からの金銭の受領等の違反行為は確認されなかった。

③ 工事における事業者への便宜

ア 平成30年度富士見林道改良工事（東京神奈川森林管理署発注）

【材料の仕入方法の変更】

書類を確認したところ、補強土壁工の材料を現地発生材から再生砕石に変更するという仕入方法の変更があった。

聞き取りの結果、監督職員であった職員Bは、工事着手前の現場立会の際に、事業者Bが掘削（土質試験）をしないうちに再生砕石に変更することを口頭で指示していた。なお、材料を変更する際には、本来は、現地発生材から再生砕石に変更する必要がある旨の受注者からの通知、監督職員による事実の調査、監督職員からの変更する旨の通知の手続が必要であるが、いずれも行われていなかった。

【材料の単価の引き上げ】

書類を確認したところ、変更契約における設計書において、工事の材料である再生砕石の単価が引き上げられていた。

聞き取りの結果、職員Bは、材料単価の変更につながるような事実がなかったにもかかわらず、材料の単価を引き上げていた。

【変更契約により増額される金額の教示】

事業者B関係者への聞き取りの結果、職員Bは、変更契約で増額される概ねの金額を事業者Bの職員に教えていた。

イ 平成28年度三国林道災害復旧工事（東京神奈川森林管理署発注）

【材料の仕入方法の変更】

書類を確認したところ、補強土壁工の材料を現地発生材から再生砕石に変更するという仕入方法の変更があった。なお、事業者Bによる掘削（土質試験）、事業者Bからの再生砕石に変更したい旨の通知は行われていた。

聞き取りの結果、監督職員であった職員Bは、事業者Bからの通知を受

け取ったのち、書面によらず電話対応だけで再生砕石に変更することを指示していた。

ウ 平成28年度大又沢（富士見）林道外1改良工事（H28二次補正）（東京神奈川森林管理署発注）

【工期遅れの見逃し】

事業者B関係者への聞き取りの結果、監督職員であった職員Bは、工期内に工事が完成していないにもかかわらず、事業者Bに虚偽の工事完成通知書を提出させるとともに、虚偽の工事完成報告書を作成していた。また、部下職員が、職員Bから、工事が工期内に終わりそうにないことを告げられた上で、工期内に工事が完成したことにして完成承認等の決裁の起案をするよう指示を受けていた。また、完成検査は書類上では平成29年3月31日に行われたことになっていたが、事業者B関係者への聞き取りの結果、工事は4月まで続いており、実際の完成検査は真の工事完成後の4月7日に行われていた。

【変更契約により増額される金額の教示】

事業者B関係者への聞き取りの結果、職員Bは、変更契約で増額される概ねの金額を事業者Bの職員に教えていた。

エ 平成26年度西乗北線林業専用道新設工事（山梨森林管理事務所発注）

【工期遅れの見逃し】

事業者B関係者への聞き取りの結果、工事の完成は工期末の平成27年3月10日を2～3日過ぎていたが、監督職員であった職員Bは、工期内に工事が完成していないにもかかわらず、事業者Bに虚偽の工事完成通知書を提出させるとともに、虚偽の工事完成報告書を作成していた。

オ 平成23年度南部上佐野治山工事（3次補正）（山梨森林管理事務所発注）

【材料の単価の引き上げ（※検査は、本工事について「手続的な瑕疵はなかった」とも言及）】

書類を確認したところ、変更契約における設計書において、工事の材料

であるコンクリートの単価が引き上げられていた。

聞き取りの結果、所長は、監督職員であった職員Bから、豪雨災害が広範囲に発生し当初設定より単価が上がっていると説明を受けていた。

なお、関係書類のほとんどは保存期間満了により廃棄されていたが、残された書類を確認したところ、単価変更が不適切な手続によって行われた事実は確認できなかった。

カ その他

上記以外に、職員Bの便宜を見聞きしていた職員はいなかった。また、上記以外に、事業者に便宜を図った、又は便宜を図るよう働きかけられた事実は確認されなかった。

(3) 東京神奈川森林管理署事案において把握された事態

公判及び上記(2)の調査により、東京神奈川森林管理署事案において把握された事態を整理すると、以下のとおりである。

① 職員Bの利害関係者からの金銭の受領等

職員Bは、公訴事実である平成30年の現金200万円の供与を受けたほか、平成25年に事業者Bの代表取締役から現金1500万円の供与、自宅の外構工事の肩代わりを受ける等の経済的利益供与を受けた。

② 内容虚偽の工事完成報告書の作成等

監督職員であった職員Bは、2件の工事において、工期内に工事が完成していないにもかかわらず、事業者Bに内容虚偽の工事完成通知書を提出させるとともに、内容虚偽の工事完成報告書を作成し、完成したことにした。また、部下職員に、工事が工期内に終わりそうにないことを告げた上で、関係書類の作成、起案を行うよう指示した。

検査職員が工事が完成していないにもかかわらず完成したことにした事実は確認されなかったが、完成検査において、不適切な手続が一部あった。

③ 不適切な変更契約

監督職員であった職員Bは、2件の工事において、材料の仕入方法の変更があったにもかかわらず、適正な変更の手続を行っていなかった。

監督職員であった職員Bは、1件の工事の変更契約において、理由もなく材料の単価引き上げを行っていた。

監督職員であった職員Bは、2件の工事において、変更契約で増額される概ねの金額を事業者Bに教えていた。

(4) 東京神奈川森林管理署事案の原因と背景

公判及び上記(2)の調査の結果、東京神奈川森林管理署事案の原因と背景は、以下のとおりと考えられる。

① 職員Bの利害関係者からの金銭の受領等

ア 職員Bの公務員倫理、発注者綱紀保持の認識の欠如

管理監督者である職員Bが、利害関係のある事業者Bの代表取締役に対して自ら金銭(賄賂)の提供を求めるなど、公務員倫理や発注者綱紀保持の認識が全く欠如していた。

イ 職員Bと事業者Bの代表取締役とのなれあい

職員Bが便宜を図ってくれたことに事業者Bの代表取締役は感謝しており、そのような関係の中で、職員Bが事業者Bの代表取締役に金銭を求めるなどにより複数回にわたって金銭の受領等が続くこととなった。

ウ 事業者Bの代表取締役の公務員倫理、発注者綱紀保持の認識不足

事業者Bの代表取締役は、金銭の供与等を繰り返しており、公務員倫理や発注者綱紀保持についての認識が不足していた。

② 内容虚偽の工事完成報告書の作成等

ア 職員Bの不適切な工程管理などのコンプライアンス意識の欠如

職員Bは、工期内に工事が完成していないにもかかわらず、事業者Bに内容虚偽の工事完成通知書を提出させるとともに部下職員に不正行為を指示するなど、監督職員としてのコンプライアンス意識が全く欠如していた。

イ 業務の適正な実施よりも上司の誤った判断を優先、内部通報制度等の未徹底

職員Bの指示に従った部下職員は、職員Bの指示をルール違反と感じたものの、職員Bが先輩であること等から、決裁者には職員Bが説明して了解

承を得るとの職員Bの説明を信じ、そのことを上司・同僚に相談するまでには至らず、内部通報等も行わなかった。

ウ 検査職員の検査業務の適正な手続の認識不足

工事完成検査報告書において事実と異なる検査日が記載されるなど、検査職員において、検査業務の適正な手続きの認識が不足していた。

③ 不適切な変更契約

ア 職員Bのコンプライアンス意識の欠如

職員Bは、変更契約における各種の手続きを省略するなど、監督職員としてのコンプライアンス意識が全く欠如していた。

イ 監督体制の機能不全

職員Bが書面によるやり取りを省略して事業者Bからの協議事項を許可していたことに気づいていた上司職員がおらず、組織として監督職員の行動を把握し牽制する機能が十分に働いていなかった。

ウ 変更契約におけるチェック体制の機能不全

契約変更における単価、金額の対照表がなく、単価の引き上げについて、上司がチェックしづらい状況にあった。

3 過去の不祥事案を踏まえた対策の取組状況

各森林管理局においては、平成23年の近畿中国森林管理局広島森林管理署の森林整備事業に関する官製談合及び加重収賄事案に続いて同局で発生した平成26年の奈良森林管理事務所の治療山事業に関する官製談合事案を踏まえて、以下の不祥事案の発生防止対策に取り組んでいる。

① コンプライアンスの強化

- ・ 署長等研修の内容に公務員倫理、発注者綱紀保持を盛り込み
- ・ 倫理週間、各種会議・研修等を利用して、職員に公務員倫理、発注者綱紀保持を徹底
- ・ 人事評価の局署等の組織目標に服務規律の遵守等を掲げ、個々の面談で確認
- ・ 利害関係者との飲食について事前届出とし、署長等によるルールの指導

② なれ合いの防止

人事ローテーションについて、職員が長期間、同一ポストに従事することがないように基本3年の人事サイクルの徹底

③ 情報漏えいが起こる隙のないシステムの構築

- ・ 入札関係の情報提供について国の他組織と同レベルになるよう対応
- ・ 予定価格の積算と決定の決裁の分離
- ・ 積算資料等についてパスワード設定によりアクセス制限
- ・ 外部への情報提供は格付けに基づく取扱制限を遵守するなど情報管理の徹底

④ 競争の確保

- ・ 入札参加資格の要件緩和について、地域実態等を踏まえ、継続的に取組

⑤ 事業者、退職者に関する措置

- ・ 局の事業説明会、事業者団体の研修会等を通じて、事業者団体へ公務員倫理、発注者綱紀保持について定期的に周知
- ・ 業界団体を通じて又は退職予定者研修により、働きかけに関する規制等を周知

⑥ 監視・監査の強化

- ・ 入札監視委員会における分析方法の充実、牽制機能の強化
- ・ 全職員を対象としたアンケートとセルフチェックによる意識啓発
- ・ 局から署等に対して発注事務全般に対する巡回点検、抜き打ち監査を継続実施

4 再発防止策

(1) 再発防止に当たっての基本的な考え方

度重なる不祥事の発生を重く受け止め、公務員倫理や発注者綱紀の保持について、全国で組織的・系統的に取組を進めるとともに、取組に当たっては、不祥事を他人事ではなく、我が事として受け止められるよう、職員への意識付けを強化する観点から、従来取組について必要な見直しを行い、徹底・強化していく必要がある。

また、今回の不祥事は、いずれも、入札・契約後の監督・検査と設計変更等の業務において発生している。過去の不祥事事案を踏まえた対策は、入札・契約段階での対策が中心となっており、適正な監督・検査業務や設計変更等の徹底とこれらに係る不適正行為の防止を図る対策を講じる必要がある。

これらの観点及び今回の事案の原因と背景を踏まえ、以下の再発防止策に組織をあげて取り組む必要がある。

なお、林野庁では、大井川治山センター事案を踏まえて、以下の再発防止策の一部については、既に取り組を進めているところであるが、この報告書を踏まえて、さらに徹底・強化していくべきである。

(2) 具体の再発防止策

① 全国における組織的・系統的な不祥事再発防止の推進

ア 森林管理局発注者綱紀保持取組指針の策定等を通じたPDCAサイクルによる取組の導入

今後、同様な不祥事は絶対に発生させないとの強い意思の下、森林管理局長が先頭に立って、局発注者綱紀保持委員会において、公務員倫理、発注者綱紀保持に組織全体で取り組む姿勢を明確化する局発注者綱紀保持取組指針の整備を新たに行う。

これにより、対策の効果的実施とマンネリ化防止のため、PDCAサイクルによる取組を導入し、局取組指針を踏まえた推進計画の策定、実行、職員への定着状況に係る局発注者綱紀保持委員会による点検を踏まえ、次年度の計画・実行に反映させる。

イ 森林管理署長等の取組について局発注者綱紀保持委員会のチェック体制の強化

署長等の自覚を促しリーダーシップのある取組を促進していくとともに、危機意識を継続させるため、新たに、毎年度、局発注者綱紀保持委員会において、全ての署長等から署等における公務員倫理及び発注者綱紀保持、適正かつ円滑な事業実行に向けた取組状況等についてヒアリングを実施する。

② 公務員倫理、発注者綱紀保持の再徹底・強化

ア 職員研修等の改善・徹底

- ・ 公務員倫理、発注者綱紀保持等に係る職員への指導や事業の適正かつ円滑な実行等に関して全ての責任を担う署長等の責務について、新任署長等に対する研修や署長等会議において、再徹底を図る。

また、発注事務に関わる職員が参加する全ての研修において、公務員倫理、発注者綱紀保持の時間を設ける。

- ・ 研修内容について、管理監督者向けにはその責務に関する内容を盛り込むとともに、職員が我が事として捉えられるよう、具体的事例を用いて、贈収賄や官製談合が発覚しないことはあり得ないこと、収賄や官製談合に関与した場合は、厳正な刑事罰、懲戒処分、損害賠償請求の対象となり、本人や家族が生活基盤を失い悲惨な状況になること、事業者やOBだけでなく職場の上司・同僚も含む第三者からの不当な働きかけがあった場合の報告は職員に課せられた義務であること、上司からの指示により不祥事に関与した場合も懲戒処分等の対象となること等を盛り込み、全ての職員に周知徹底を図る。
- ・ 研修方法についても、職員が我が事として考えられるよう、また、マナー化を防ぐため、事例を題材としたグループディスカッション、国家公務員倫理審査会等が作成する公務員倫理や発注者綱紀保持に係る様々な動画の聴講、公正取引委員会等の外部講師による講習を積極的に導入する。
- ・ 農林水産省職員倫理啓発週間や国家公務員倫理月間などに集中取組期

間を設け、局、署等において講習会等を実施する。

- ・ 局幹部が署等に出向いて、講習やグループディスカッションを行うコンプライアンスキャラバンに新たに取り組む。

イ 利害関係者との接触ルールの厳格な遵守

- ・ 利害関係者と自らの費用負担等により飲食をする場合において、その負担する金額に関わらず、あらかじめ場所や参加者、会費等の会の概要を所属の長に申し出る自主的ルールを継続して徹底する。
- ・ 局、署等における事業者の執務室への入室規制の表示、応接スペースの配置の再点検を行うほか、事業者に対する複数職員での対応を徹底する。

ウ 事業者への周知徹底

事業者との適正な関係を維持していくため、事業者からの飲食接待等は禁止されているなどの公務員倫理や発注者綱紀保持のルールに加えて、賄賂の供与などに対しては、刑事罰、指名停止等の厳格な措置が行われることなど、事業者も我が事として受け止められる周知徹底用の資料を作成するほか、分かりやすいリーフレットも用いながら、署等において、事業の契約時に署長等から毎回、また、事業者が参加する各種会議等を活用して、事業者周知を繰り返し徹底する。

エ 職員アンケートによる類似事案の発生防止

職員に対し発注者綱紀保持等の定着を図るとともに、類似の不適正事案の芽を摘むため、局署等の全職員を対象とした発注者綱紀保持に係る職員アンケートについて、監督・検査に関する不適切な運用の有無、内部通報制度等に対する認識度合いを調査項目に追加して実施する。

③ 内部通報制度等の周知徹底

内部通報制度、農林水産省発注者綱紀保持規程に基づく第三者から不当な働きかけがあった際の報告義務について、発注者綱紀保持の研修内容に盛り

込むほか、新たに職員周知用のリーフレットを作成し、職員への周知を徹底する。内部通報制度の運用に当たっては、組織全体で通報・相談に関する秘密を厳守するとともに、通報者の保護を徹底する。

また、内部通報や発注者綱紀保持担当者への報告に至るような案件を未然に防止するため、プライベートに関することは対応に限界はあるものの、職員が抱えるトラブルや悩みなどに関して、上司・同僚への相談が気軽にできるよう、明るく風通しの良い職場づくりに努める。

④ 監督・検査業務や設計変更、契約変更の適正な実施

ア 監督・検査業務に係る研修の徹底

適正な監督・検査業務の履行や設計変更、繰越や遅延損害金の手続等に関する資料を新たに作成し、全局において事業に関わる担当者に対する研修を実施する。

イ 適切な監督・検査体制の確保

- ・ 工事等の進捗に係る情報の共有を図るため、監督職員から工事等の進捗状況を署長等へ定期的に報告する仕組みを新たに導入する。

また、検査の実施状況の共有を図るため、実地検査後速やかに検査職員からデジタル画像等をメールで署長等へ送付する仕組みを新たに導入する。

- ・ 変更契約の設計書において、決裁者が、数量、単価、金額の増減を確認しやすい様式を新たに導入する。
- ・ 牽制機能が働きにくい小規模組織が発注する工事等について、局又は近隣署による検査を導入する。

また、署等における検査職員の任命に当たっては、監督職員との兼務禁止に加え、新たに、工事等の施工管理等に携わる職員が所属するグループに属する職員等以外の職員を任命することとする。

ウ 監督・検査業務に係る点検・監査の強化

- ・ 各局において、全署等を対象として、令和3年度は治山工事を重点に、

令和4年度は林道工事を重点に、巡回点検を実施する。点検に当たっては発注事務全般を網羅し、監督・検査業務を重点的に実施する。点検の結果、不適正な事務処理が確認された署等については、当該年度の全ての治山工事又は林道工事を対象に監査を実施する。

- ・ 令和5年度以降の巡回点検は、全署等を2年間で一巡する頻度以上の頻度で実施するとともに、緊張感のある点検とするため、チェック項目を固定化しないほか、点検の結果、不適正な事務処理が確認された署等を対象に、項目を絞って重点的に監査を実施する。

⑤ 人事ローテーションの徹底

事業者とのなれあい防止のために、職員が長期間にわたり同一ポストに従事することがないように、3年以内を基本とする人事サイクルを徹底する。

会計機関としての権限を有する署長等に任用する際には、その適格性を厳正に評価するとともに、広域間での異動を基本とする。

⑥ 再発防止策の取組状況に関する監査の実施

当面の間、本再発防止策の取組状況、実効性の検証を行う監査を本庁と局が連携して実施し、監査結果を林野庁直轄事業契約監視等委員会に報告するとともに、各局の発注者綱紀保持委員会にフィードバックすることにより、再発防止策の実効性の確保を図る。

また、当該監査の終了に当たっては、本再発防止策の持続性の確保を図るため、3～5年程度後に、あらためて本再発防止策の取組状況等の監査を実施することを検討する。

大井川治山センター事案において検察から指摘のあった4件の工事

○平成24年度大井川金沢治山工事

工事内容：山腹工

発注者：大井川治山センター所長

受注者：事業者A

契約年月日：平成24年6月20日

契約額：108,906千円

工期：平成24年6月21日～平成25年2月28日

○平成25年度大井川金沢治山工事（H24ゼロ国）

工事内容：山腹工、コンクリート床固嵩上工

発注者：大井川治山センター所長

受注者：事業者A

契約年月日：平成25年3月22日

契約額：62,895千円

工期：平成25年3月23日～平成26年1月10日

○平成25年度大井川大玉・門沢治山工事（H24補正）

工事内容：鋼製セル式床固工、コンクリート床固工

発注者：大井川治山センター所長

受注者：事業者A

契約年月日：平成25年5月17日

契約額：208,110千円

工期：平成25年5月18日～平成26年3月14日

○平成25年度大井川門沢治山工事

工事内容：山腹工

発注者：大井川治山センター所長

受注者：事業者A

契約年月日：平成25年8月6日

契約額：74,550千円

工期：平成25年8月7日～平成26年3月21日

東京神奈川森林管理署事案において検察から指摘のあった5件の工事

○平成30年度富士見林道改良工事

工事内容：補強土壁工外

発注者：東京神奈川森林管理署長

受注者：事業者B

契約年月日：平成30年9月5日

契約額：42,930千円

工期：平成30年9月6日～平成31年3月15日

○平成28年度三国林道災害復旧工事

工事内容：コンクリートブロック擁壁工外

発注者：東京神奈川森林管理署長

受注者：事業者B

契約年月日：平成28年8月17日

契約額：31,730千円

工期：平成28年8月18日～平成29年1月16日

○平成28年度大又沢（富士見）林道外1改良工事（H28二次補正）

工事内容：コンクリートブロック積工外

発注者：東京神奈川森林管理署長

受注者：事業者B

契約年月日：平成28年11月30日

契約額：60,318千円

工期：平成28年12月1日～平成29年3月24日

○平成26年度西乗北線林業専用道新設工事

工事内容：新設工事、モルタル吹付工外

発注者：山梨森林管理事務所長

受注者：事業者B

契約年月日：平成26年8月7日

契約額： 90,995千円

工期：平成26年8月8日～平成27年3月10日

○平成23年度南部上佐野治山工事（3次補正）

工事内容：コンクリート谷止工、護岸工外

発注者：山梨森林管理事務所長

受注者：事業者B

契約年月日：平成24年3月14日

契約額：129,990千円

工期：平成24年3月15日～平成24年12月17日

関東森林管理局大井川治山センター事案・東京神奈川森林管理署事案
に係る特別委員会

委員名簿

あかまつ ゆきお
赤松 幸夫 赤松法律事務所 弁護士

はやし しゅうや
林 秀弥 名古屋大学大学院 教授 (委員長)

ふちがみ ゆうじろう
漣上 勇次郎 高崎商科大学 教授

やまざき まこと
山崎 真 朱鷺ファイナンシャルアドバイザーLLP 公認会計士

※五十音順に掲載

関東森林管理局大井川治山センター事案・東京神奈川森林管理署事案
に係る特別委員会の設置について

令和2年10月30日委員会決定

令和3年3月5日委員会決定（一部変更）

1 趣旨

近畿中国森林管理局管内で平成23年に発生した広島森林管理署事案、平成26年に発生した奈良森林管理事務所事案等を受けて、不祥事の発生防止、国民の信頼確保に向けて取り組んでいる中で、関東森林管理局の元職員が大井川治山センターに在籍していた際の職務に関する収賄容疑で起訴されるとともに、関東森林管理局の職員が東京神奈川森林管理署に在籍していた際の職務に関する収賄容疑で起訴されたところである。

関東森林管理局のみならず林野庁全体として今回の事態が発生したことを重く受け止め、国民の信頼を得られるよう、取り組んでいく必要がある。

関東森林管理局大井川治山センター事案・東京神奈川森林管理署事案に係る特別委員会は、今回の事案が発生した原因の究明を行い、全国における再発防止に向けた取組を進めるに当たり、必要となる事項を検討し提言をいただくため設置するものとする。

2 構成メンバー等

(1) 委員会は以下のメンバーにより構成する。

赤松 幸夫	弁護士
林 秀弥	名古屋大学大学院教授
淵上 勇次郎	高崎商科大学教授
山崎 真	公認会計士

(2) 委員の互選により委員長を選出する。

(3) 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

(4) 委員長に事故があるとき又は欠けるときは、その職務をあらかじめ委員長の指定する委員が代理する。

3 検討事項

- (1) 事案の発生の原因・背景に係る調査・分析
- (2) 発注者綱紀や国家公務員倫理保持等の対策、事業の実施状況に関する評価・分析
- (3) 全国における再発防止策の検討・とりまとめ など

4 運営

- (1) 会議の開催は農林水産省ホームページにおいて公表する。会議は非公開で行いWEBによる出席も可能とする。会議の議事概要は林野庁ホームページで公表する。
- (2) 委員会の事務局は、林野庁管理課及び関東森林管理局企画調整課が務める。
- (3) 委員会は委員長の判断に基づき林野庁長官が招集する。
- (4) 林野庁（森林管理局等を含む。）職員は、説明員又はオブザーバーとして委員会に出席することができる。
- (5) 委員会の報告書は公表する。
- (6) その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が各委員の意見を聴いて定める。

関東森林管理局大井川治山センター事案・東京神奈川森林管理署事案
に係る特別委員会

開催状況

第1回関東森林管理局大井川治山センター事案に係る特別委員会

令和2年10月30日（金）13:30～15:15

大井川治山センター事案の概要、委員会の検討事項等について

第2回関東森林管理局大井川治山センター事案に係る特別委員会

令和2年12月10日（木）13:15～15:15

大井川治山センター事案の聞き取り調査結果、大井川治山センター事案の原因・背景等について

第3回関東森林管理局大井川治山センター事案・東京神奈川森林管理署事案に係る特別委員会

令和3年3月5日（金）13:30～15:30

東京神奈川森林管理署事案の概要、大井川治山センター事案を踏まえて取り組む対策等について

第4回関東森林管理局大井川治山センター事案・東京神奈川森林管理署事案に係る特別委員会

令和3年8月31日（火）10:00～11:30

東京神奈川森林管理署事案の聞き取り調査結果、東京神奈川森林管理署事案の原因・背景等について

第5回関東森林管理局大井川治山センター事案・東京神奈川森林管理署事案に係る特別委員会

令和3年11月12日（金）10:00～11:00

報告書（案）等について